

用例集

(衆119・丸山穂高議員質問主意書)

【問一関係】

- ・質問主意書に対する答弁書の作成手続に係る答弁例 1
- ・質問主意書に対する答弁書について、案文を作成した府省庁が内閣法制局に説明し、同局がこれに法律的見地からの検討を加えているとした例 1
- ・質問主意書に対する答弁書に略称を付している例 2
- ・「所要の決裁を経」の用例 2
- ・「決裁を経た上で、閣議に付議」の用例 3
- ・「〇〇規則に基づき」の用例 3

【問三の1関係】

- ・「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが」を引用している例 4
- ・「質問主意書に対する答弁書の作成」を引用している例 5
- ・「の規定等に従い」を引用している例 6
- ・「各府省庁等の」を引用している例 7
- ・「担当部局において」を引用している例 8
- ・「適切に行っているものと考えている」を引用している例 9

【問三の2関係】

- ・「答弁書の作成」を引用している例 10
- ・「に係る業務」を引用している例 11
- ・「内容に応じて」を引用している例 12
- ・「あらゆる」を引用している例 14
- ・「において担当」を引用している例 15
- ・「する可能性がある」を引用している例 16
- ・「いずれの「・・・」も」を引用している例 17
- ・「御指摘の「・・・」を特定することは困難」を引用している例 18
- ・「困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である」を引用している例 19

【問三の3及び4関係】

- ・「御指摘の「・・・」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。」を引用している例 20

【問四関係】

- ・件数等に係る用例 21
- ・「質問主意書」に係る用例 24
- ・「お尋ねの「・・・」かどうかについては、・・・であり、一概にお答えすることは困難である」の用例 26
- ・「～することとしているところである。」の用例 27

【問一関係】

・質問主意書に対する答弁書の作成手続に係る答弁例

○令2閣参質201-149

参議院議員浜田聰（みん）提出「質問主意書関係事務の手引き～はじめて主意書を担当する方へ～」に関する質問に対する答弁書について

一、三の1及び四の6について

内閣が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十五条に基づき各議院の議長から質問主意書の転送を受けた場合、内閣官房がその質問の内容に關係する府省庁等に回付し、その回付を受けた府省庁等において答弁書の案文を作成しているところ、本質問主意書に対する答弁書については、法務省においてその答弁書の原案を作成するものとし、同省において関係府省庁との協議等を経て、成案を得た後、法務大臣が閣議請議を行ったものである。

・質問主意書に対する答弁書について、案文を作成した府省庁が内閣法制局に説明し、同局がこれに法律的見地からの検討を加えているとした例

○令2閣参質201-193

参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問に対する答弁書について

三及び四について

お尋ねの「質問主意書の審査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国会法第七十四条の規定に基づく質問に対する内閣の答弁書については、内閣法制局が、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）に基づき同法第三条各号に掲げる事務を所掌事務として内閣に置かれている機関であることから、当該答弁書の案文の作成を担当する府省庁等が同局に説明し、同局がこれに法律的見地からの検討を加え、その結果に応じ必要な意見を述べているところである。

・質問主意書に対する答弁書に略称を付している例

○令元閣参質 200-54

参議院議員浜田聰（みん）提出NHKの受信料の法的取り扱い等に関する質問に対する答弁書について

一について

お尋ねについては、御指摘の答弁書（令和元年八月十五日内閣衆質一九九第一六号。以下「一六号答弁書」という。）一から三までについてでは、「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項において、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は協会と受信契約を締結する義務があることを定めており、当該受信契約を締結した者は、協会に対し、当該受信契約に基づく受信料を支払う義務がある」とお答えしているところであり、国民に誤解を与えるものではないと考えている。

・「所要の決裁を経」の用例

○平29閣衆質193-121

衆議院議員辻元清美（民進）提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の総理公務補助とそれを支援する職員に関する質問に対する答弁書について

問二の2について

お尋ねの「誰と誰が相談し、何を基準に決めた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員については、内閣官房として所要の決裁を経て発令したものである。個別の人事に関する検討の過程については、お答えを差し控えたい。

・「決裁を経た上で、閣議に付議」の用例

○平28閣衆質190-145

衆議院議員逢坂誠二（民維ク）提出安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問に対する答弁書について

一について

御指摘の答弁書（平成二十八年二月十九日内閣衆質一九〇第一二一号。以下「前回答弁書」という。）は、平成二十八年二月十七日に安倍内閣総理大臣の決裁を経た上で、閣議に付議し、同年二月十九日の閣議において決定されたものである。

・「〇〇規則に基づき」の用例

○平29閣衆質193-365

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人森友学園側と政府側の交渉記録について、安倍晋三内閣総理大臣が公文書管理法に基づいて行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求める考えがあるかどうかに関する質問に対する答弁書

（中略）

お尋ねの「国有地払下げ等に関する学校法人森友学園側と政府側の交渉記録が、財務省のシステム更新によって消去されようとしている問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「財務省のシステム更新」については、衆議院議員辻元清美君提出財務省本省及び近畿財務局における文書管理システムに関する質問に対する答弁書（平成二十九年五月十九日内閣衆質一九三第三〇〇号）問一についてでお答えしたとおり、古いシステムから新しいシステムに全てのデータを移行するものであり、行政文書ファイル等を廃棄するものではないこと、また、財務省においては、公文書管理法、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）及び財務省行政文書管理規則（平成二十三年財務省訓令第十号）等に基づき行政文書の管理が行われ、それは適正なものであると認識していることから、財務大臣に対して公文書管理法第八条第四項の規定に基づく措置をとる必要性はないと考えている。

【問三の1関係】

・「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが」を引用している例

参議院議員小西洋之君提出黒川検事長の処分における「懲戒処分の加重要件」の違法な切り捨てに関する質問に対する答弁書（令和2年6月30日）（抄）

（答弁）

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の森法務大臣の答弁は、一般論として、「懲戒処分の指針について」において記載されている「非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき」について、いかなる行為がこれに該当するのかは、個別具体的な事案によることになるため、画一的にお答えすることは困難である旨を述べたものであり、御指摘の「個別の事案の処分の検討に際して」は、一、二及び十一についてで述べたとおり、これへの該当性の有無についての検討が逐一求められるものではない。

（質問）

四 森法務大臣は①の一部である「非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき」について、令和2年6月11日の参議院予算委員会において「一について申し上げますと、どのような場合に動機、態様が極めて重大と言えるかについて画一的にお答えすることは困難でございます。」と答弁しているが、個別の事案の処分の検討に際して「どのような場合に動機、態様が極めて重大と言えるかについて画一的に判断」する必要などそもそもないのではないか。なぜ、「画一的に判断」できる必要がある、あるいは、「画一的に判断」する必要があると考えるのか、その理由について示されたい。

・「質問主意書に対する答弁書の作成」を引用している例

衆議院議員鈴木宗男君提出第一六五回国会における質問主意書と内閣答弁書に関する質問に対する答弁書（平成18年12月22日）（抄）

（答弁）

七について

第百六五回国会において内閣に転送された質問主意書に対する答弁書の作成に要した人員、経費等は、把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

（質問）

七 第一六五回国会における質問主意書に対する政府の答弁の作成が行政コストを増大させたという認識を政府は有しているか。有しているとする場合、その行政コストの増大は国会の国政調査権、国民の知る権利に反するものであるという認識を政府は有しているか。明確な答弁を求める。

・「の規定等に従い」を引用している例

参議院議員小西洋之提出質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月30日）（抄）

（答弁）

一について

「質問に答えない答弁が多用されているのではないか」とのお尋ねについては、政府としては、従来より、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定等に従い、同法第七十四条の規定に基づく質問に対して誠実に答弁をしてきたところであり、引き続き、同法の規定等に従い、誠実に答弁をしてまいりたい。

（質問）

一 第二次安倍政権においては、質問主意書に対し、「お尋ねについては、「…」の趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。」や「お尋ねの「…」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。」などといった質問に答えない答弁が多用されているのではないか、政府の見解を示されたい。

・「各府省庁等の」を引用している例

参議院議員浜田和幸君提出国と地方の情報セキュリティの連携に関する質問に対する答弁書（平成26年5月30日）（抄）

（答弁）

一から三までについて

（略）

特に実務に即した教育は重要な課題であると認識しており、政府においては、各府省庁等の情報システムの管理及び運用を担当する職員を対象にした研修の実施や、サイバー攻撃等に対する府省庁等横断的な対応を行う情報セキュリティ緊急支援チーム（C Y M A T）の構成員に対する訓練等を実施しており、また、各地方公共団体においては、地方公共団体情報システム機構と連携し、情報セキュリティに係る研修を関係職員に対し実施しているものと承知している。

（質問）

- 一 政府として統一的な情報セキュリティの基準を設ける必要があると考えるが、政府や地方自治体におけるセキュリティ対策の状況について、具体的に示されたい。
- 二 情報セキュリティ対策は基準を設けるだけでなく、情報システムの運用管理者と利用者の意識の向上や情報セキュリティのための人材育成が重要であるが、政府や地方自治体における情報セキュリティ人材の需要とその需要を満たすためにどのような努力がなされているのか、具体的に示されたい。
- 三 情報セキュリティ人材の育成は知識の習得だけではなく、実務面での研修が必要である。重要インフラなどの従来から注目されている業種だけでなく、個人情報等を扱っている政府の職員に対して、実践的な情報セキュリティ教育は行われているのか、具体的に示されたい。

・「担当部局において」を引用している例

衆議院議員後藤祐一（立国社）提出黒川前東京高等検察庁検事長の賭け麻雀事案及び訓告処分に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月5日）（抄）

（答弁）

三について

御指摘の事例については、黒川氏に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第一項に規定する懲戒処分又は法務省の内規に基づく監督上の措置を検討する過程において、同省の担当部局において把握していたものの、同事例が黒川氏の事案と類似しているとまでは直ちに認められないと判断し、処分を判断する際には参考にしなかったものである。

（質問）

三 令和二年五月二十六日の衆議院法務委員会において、賭け麻雀をして九名が休職処分となった陸上自衛隊青野原駐屯地の事例について、森法務大臣は、「自衛隊の処分について参考にしているかどうかは、事務方に調べさせたいと思います。」と答弁している。黒川前検事長の処分の決定に当たり、内閣（首相官邸、内閣官房を含む）、法務省、検察庁は、それぞれ本事例を知っていたか。また、参考にしたか。参考にしたとすれば、なぜ当該陸上自衛隊の事例では、たった一回の賭け麻雀でも休職処分になった者がいるにもかかわらず、黒川前検事長を訓告処分にとどめたのかの理由を示されたい。

・「適切に行っているものと考えている」を引用している例

衆議院議員初鹿明博（民進）提出高江での機動隊員の暴力行為に関する質問に対する答弁書について（平成28年11月4日）（抄）

（答弁）

一及び二について

松本国家公安委員会委員長及び坂口警察庁長官は、御指摘の「会合」において「警察庁の担当者」が見た動画を見ている。なお、政府としては、沖縄県警察において、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に対する抗議活動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のために必要な警備活動を適切に行っているものと考えている。

（質問）

- 一 松本純国家公安委員長及び、坂口警察庁長官は、この「機動隊員が顔面を殴打している動画」をご覧になりましたか。
- 二 仮に未だご覧になっていない場合は、この「機動隊員が顔面を殴打している動画」をご覧になり、当該機動隊員を特定し、適切な対応をすべきだと考えますが、政府の見解を伺います。右質問する。

【問三の2関係】

・「答弁書の作成」を引用している例

参議院議員山本太郎君提出特定秘密の保護に関する法律案に関する再質問に対する答弁書（平成25年12月10日）（抄）

（答弁）

一及び二について

先の答弁書（平成二十五年十一月二十二日内閣参質一八五第五八号）については、内閣官房において案文を作成し、内閣法制局においてその案文を審査し、答弁を行ったところであるが、答弁書に記載した内容に一部誤りがあったため、平成二十五年十一月二十六日に正誤の手続をとったところである。今後とも、答弁書の作成に一層細心の注意を払うよう職員に対し指導してまいりたい。

（質問）

- 一 「本法案でいう特定秘密の指定権者であり、特定秘密の取扱者に対する適性評価の実施者である行政機関の長の具体的な役職名を全て明らかにされたい」との質問主意書の質問一に対して答弁された社会保障制度改革国民会議が、既に平成二十五年八月二十一日に廃止されていることが確認され、内閣官房から答弁書についての誤りが通知された。そもそも同会議は社会保障制度改革推進法第九条に基づき内閣に置かれたもので、その委員も同法第十条の規定により内閣総理大臣が任命したものである。いわば、内閣総理大臣に直属するに等しい行政機関の存否について、閣議決定を経て内閣総理大臣名において送付される答弁書で誤謬が生じることは、単に事務方の誤りというより、内閣総理大臣自身の責任が問われるのではないか。政府の見解を示されたい。
- 二 （略）内閣法制局が答弁の誤りを防ぎ得なかったことから、その所掌事務を果たさなかつた重大な責任が生じており、内閣法制局による審査がまともに機能しなかつたことは、明らかであったと思料するが、いかがか。答弁書における誤謬についての内閣法制局、その事務を統括し、その職員を統督する内閣法制局長官の責任、また、内閣法制局長官を任命した内閣の任命責任について、政府の見解を示されたい。

・「に係る業務」を引用している例

衆議院議員浅野哲（立国社）提出障がい者の雇用環境整備に向けた制度拡充に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月12日）（抄）

（答弁）

一について

お尋ねの「随時申請が可能な仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者（以下「手話通訳担当者等」という。）の委嘱に係る助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）においては、助成金の支給に当たり、支給対象となる障害者が雇用されてから一年以上経過している場合であっても、人事異動等により手話通訳担当者等を委嘱する十分な必要性が認められる場合には、当該人事異動等から一年以内であれば支給対象としていると承知している。

（質問）

一 障害者雇用助成金のうち手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、支給対象障がい者の認定は現行、雇用されてから一年以内が原則とされている。業務の拡大等を進める中で入社二、三年が過ぎてから通訳配置を必要とする職場へ異動するケースが考えられるが、申請が認められるのは雇用継続が困難になった場合に限られているため、一年以降の認定は難しい状況にある。障がい者が働き続ける上で必要とする合理的配慮が適切かつ有効に提供されるよう、随時申請が可能な仕組みとすべきと考えるが政府の見解を問う。

・「内容に応じて」を引用している例

衆議院議員西村智奈美（立国社）提出2020年6月から施行されたハラスメント指針の地方公務への適用に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月26日）（抄）

（答弁）

七及び九について

お尋ねの「人事院規則の求める「迅速かつ適切な解決を図ること」」の意味するところが必ずしも明らかではないが、人事院においては、人事院規則一〇一―六第四条第一項において、各省各庁の長は、パワーハラスメントが行われた場合においては必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない旨を定め、かつ、同規則の運用について、「人事院規則一〇一―六（パワーハラスメントの防止等）の運用について（通知）」（令和二年四月一日付け職職一四一人事院事務総長通知。以下「人事院通知」という。）において、同条に規定する各省各庁の長の責務としてパワーハラスメントに関する苦情相談があった場合にはその内容に応じて迅速かつ適切な解決を図ること、パワーハラスメントが行われた場合には再発防止に向けた措置を講ずること等を定めるとともに、苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針（人事院通知の別紙第二の指針をいう。）として迅速な対応を心掛けること、事実関係の把握が極めて重要であること等を示しており、また、「国家公務員のハラスメント相談員用マニュアル」（令和二年五月人事院事務総局職員福祉局作成）において、事実関係が確定した時点で検討すべき具体的な措置として、行為者から被害者への謝罪、被害者の不利益回復、人事上の措置（配置換え等）等を例示しているところである。 いすれにせよ、総務省においては、厚生労働大臣指針は地方公務員にも適用されること及び人事院通知を地方公共団体における苦情相談への適切な対応に当たっての参考としていただきたいことについて、四月通知により技術的助言を行ったところであり、今後とも、これらの内容の地方公共団体への周知に努めてまいりたい。

（質問）

七 人事院規則の求める「迅速かつ適切な解決を図ること」には、「事実関係の迅速かつ正確な確認」が含まれる理解でよいか。また、含まれるとすれば、人事院規則を実態として参考にしている地方公共団体には改めてそれが伝わるようにする必要があるのではないか。

九 人事院規則の「迅速かつ適切な解決を図ること」に「被害者への配慮のための措置を講ずること」は含まれているのか。また、含まれているとすれば、地方公共団体できちんと措置が講じられるよう総務省から促すべきと考えるがいかがか。

・「あらゆる」を引用している例

衆議院議員中谷一馬君提出新型コロナウイルスの感染拡大に対応した経済対策に関する質問に対する答弁書（令和2年4月14日）（抄）

（答弁）

一について

消費税については、全世代型社会保障制度の構築に向けて、少子化対策や社会保障制度に対する安定財源を確保するために、十パーセントへ引き上げたところである。新型コロナウイルス感染症による経済への影響に対しては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和二年四月七日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を取りまとめたところであり、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員し対応することとしている。

（質問）

一 二〇二〇年三月二十八日に報じられた共同通信社の世論調査によれば、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、望ましい緊急経済対策について尋ねたところ、「消費税率を引き下げる」が四十三・四%でトップであった。消費税を引き下げることは国民からのニーズも高く、国民負担を軽減することにもなると考えるので、一定期間、消費税率を五%以下へ引き下げるべきであると考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

・「において担当」を引用している例

参議院議員田中康夫君提出第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問に対する答弁書（平成 21 年 2 月 14 日）（抄）

（答弁）

五について

お尋ねのメールマガジンの「第十回太郎ちゃんねる」の字幕作成事務については、内閣官房内閣広報室において担当しているところである。

（質問）

五 「第十回太郎ちゃんねる」の映像には、同発言と一言一句違わぬ字幕を付しているが、その掲載は内閣広報室の判断に基づく作業と認識して宜しいか。

・「する可能性がある」を引用している例

衆議院議員奥野総一郎提出耐震基準に関する質問に対する答弁書について（平成28年10月28日）（抄）

（答弁）

二について

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成二十五年二月に公表した活断層の長期評価において、平成二十八年熊本地震で活動した断層について、日奈久断層帯の高野-白旗区間ではマグニチュード六・八程度の規模の地震、布田川断層帯の布田川区間ではマグニチュード七・〇程度の規模の地震が発生する可能性があると評価していた。

（質問）

二 熊本地震は予測できたのか。予測できなかったとすれば、地震地域係数の低い地域でも、大地震は十分起こりうるということではないか。

・「いざれの「・・・」も」を引用している例

参議院議員谷博之提出障がい者団体向け郵便割引制度悪用にからむ第三種郵便物制度に関する再質問に対する答弁書について（平成21年7月17日）（抄）

（答弁）

三について

お尋ねの「外交フォーラム」は、外務省を含めいざれの府省も編集協力等の主体となっているものではなく、その有料発売部数の割合が八割以上あるか否かについては、一般に把握する立場にない。「外交フォーラム」は、第三種郵便物として承認を受けていると承知している。

（質問）

三 外務省は、かつて広報誌として編集協力していた「外交フォーラム」という冊子を、現在では発行元から毎号約九千部購入し、国会議員等に第三種郵便物制度を利用して無料で頒布しているとのことである。この九千部を差し引いても有料発売部数の割合は八割以上あるのか。私の事務所からの問い合わせに対し、外務省の国内広報課は当該冊子は第三種郵便物制度を適正に利用していると回答しているが、政府の見解を明らかにされたい。

・「御指摘の「・・・」を特定することは困難」を引用している例

参議院議員井上哲士君提出オスプレイの訓練、米軍航法ルート等に関する質問に対する答弁書（平成24年7月31日）（抄）

（答弁）

二の3について

二の1、2及び4から6までについてでお答えしたとおり、環境レビューに示されているMV二二に係る航法経路の各ルートの詳細については承知しておらず、御指摘の「各市町村」を特定することは困難であるが、環境レビューについては、環境レビューの対象とされた米軍施設等が所在する地方公共団体のほか、その他の地方公共団体に対しても、その御要望等を踏まえつつ、説明を行ってきたところである。

（質問）

二 米軍航法ルートについて

3 防衛省は上空に各ルートが設定されている各市町村に対して、環境レビューを提供して説明を行う考えはないか。そのような予定がないとすれば、その理由を示されたい。

・「困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である」を引用
している例

衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査における賃金変化率として検証すべき名目賃金と実質賃金の変化率等に関する質問に対する答弁書（平成31年2月19日）（抄）

（答弁）

七について

平成十六年から平成二十三年までの毎月勤労統計調査については、平成二十四年から平成二十九年までの同調査について行ったものと同様の方法で遡つて集計を行うために必要なデータがそろっておらず、平成十六年から平成二十四年までの各月における御指摘の「名目賃金の前年比である伸び率」を算出することは現時点では困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

（質問）

七 「衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査のデータの不正や偽装に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書」の中で、「『二〇一八年六月の名目賃金の前年比である伸び率は、二十一年ぶりの伸び率』であることについては、同日時点において公表されていた毎月勤労統計の数値に関してはそのとおりであった。」とありますが、「二〇一八年六月の名目賃金の前年比である伸び率は、二十一年ぶりの伸び率」という認識を、政府は現在でも有していますか。

【問三の3及び4関係】

・「御指摘の「・・・」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。」を引用している例

参議院議員石橋通宏君提出我が国の行政運営における「私的懇談会」等の運営等に関する質問に対する答弁書（令和2年6月23日）（抄）

（答弁）

二の3及び7について

御指摘の「公務員としての公務ではなく、私人としての思想信条の表明、学問成果の発表である」及び「個々の委員の意見聴取にとどまらない懇談会としての意見の策定を予定している」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

（質問）

二 出入国管理政策懇談会及び収容・送還に関する専門部会

3 出入国管理政策懇談会及び収容・送還に関する専門部会における委員の発言は、公務員としての公務ではなく、私人としての思想信条の表明、学問成果の発表であると考えるが、政府の見解は如何か。

7 収容・送還に関する専門部会の結果を踏まえた出入国管理政策懇談会は、個々の委員の意見聴取にとどまらない懇談会としての意見の策定を予定しているか否か、明らかにされたい。もしそれを予定している場合、基本的計画との整合性についての政府の見解を明らかにされたい。

【問四関係】

・件数等に係る用例

- 衆議院議員丸山穂高君提出排他的経済水域での北朝鮮等外国漁船による違法操業への警戒監視体制に関する質問に対する答弁書(令和元年10月29日)

(答弁)

一について

平成二十六年から平成三十年までの間において、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の規定に違反した罪に当たる個々の事件に関して捕(船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいう。)が行われた場合において、同法第二十五条第一項の規定により担保金の提供を保証する書面が提供された事案は合計で五十九件であり、このうち同条第二項の規定により違反者が釈放されたがその後担保金の支払がなかった事案は一件である。

(質問)

- 一 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の規定の違反があった場合、担保金又は担保金の提供を保証する書面が提供されれば、拿捕された違反者は釈放されるが、過去五年間において、担保金支払を保証する書面を提出し釈放されたものの、後に支払がなかった事案は、書面の提出があった件数中、何件発生しているか。

- 衆議院議員櫻井周君提出クロスボウの規制に関する質問に対する答弁書(令和2年6月26日)

(答弁)

一から三までについて

クロスボウが使用された刑法犯の検挙件数については、平成二十年から令和元年までの間に計二十二件を把握している。

(質問)

- 一 (略) 平成二十年一月以降で、クロスボウによる事件事故がどれだけあったか、政府が把握している件数をお示し頂きたい。(略)

[件数等を「約」として答えている用例]

- 参議院議員林久美子君提出幼児教育無償化に関する質問に対する答弁書について（平成 25 年 03 月 15 日（金））

（答弁）

七について

文部科学省の平成二十五年度予算において、お尋ねの「幼稚園に同時就園する第三子以降の全ての園児」として地方公共団体に対する幼稚園就園奨励費補助の対象として経費を計上した園児数は約千五百人であり、その所要額は約一億三千六百万円である。なお、このうち、同年度から実施する所得制限の撤廃により、同省の同年度予算において、新たに補助の対象として経費を計上することになった園児数は約八百人であり、その所要額は約六千三百万円である。

（質問）

- 七 平成二十五年度文部科学省予算において幼稚園に同時就園する第三子以降の全ての園児の保育料が事実上無償となるが、対象園児数及び予算額を示されたい。

- 参議院議員藤末健三君提出中小・ベンチャー企業に対する特許関係料金の減免措置等に関する質問に対する答弁書（平成 16 年 12 月 10 日）

（答弁）

二について

特許庁においては、特許出願及び特許に係る審査請求の手続において業種の別を明示させていないため、ソフトウェア・情報処理サービス関連の中小・ベンチャー企業による特許出願件数又は特許に係る審査請求件数を把握することはできない。また、特許権の登録件数については、特許出願や特許に係る審査請求と同様、特許権の設定等の登録に係る手続において業種の別を明示させていないため、ソフトウェア・情報処理サービス関連の中小・ベンチャー企業による特許権の登録件数を把握することはできない。さらに、アメリカ合衆国においても、特許出願及び特許権の設定等の登録に係る手続において業種の別を明示させていないため、ソフトウェア・情報処理サービス関連の中小・ベンチャー企業による特許出願件数及び特許権の登録件数を把握することができないと承知している。なお、「科学技術基本計画」（平成十三年三月三十日閣議決定）において定め

られた「情報通信分野」に関する特許出願のうち、平成十五年に出願公開に係る特許公報に掲載された件数は約七万五千件、特許権の設定の登録に係る特許公報に掲載された件数は約一万八千件である。また、アメリカ合衆国における同様の件数については、それぞれ約六万件、約四万件である。

(質問)

二 過去十年間における日米両国のソフトウェア・情報処理サービス関連の中小・ベンチャー企業による特許について、出願件数、審査請求件数及び取得件数を示されたい。

● 衆議院議員松野信夫君提出犯罪や危難等に遭遇した日本国民に対する保護や援助にかかる費用の求償に関する質問に対する答弁書（平成16年06月29日）

(答弁)

一について

平成元年四月一日から平成十四年十二月三十一日までに、在外公館で取り扱った事件・事故にかかる援護件数は、約十六万三千件である。

(質問)

一 平成元年四月一日以降、日本国が在外でかつ保護や援助が必要と思われた国民に対して救助ないし援助活動を実施した件数を明らかにされたい。

・「質問主意書」に係る用例

●衆議院議員川内博史君提出質問主意書に対する答弁期限に関する質問に対する答弁書（平成13年3月13日）

（答弁）

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をするよう努めているが、質問が専門的であったり広範多岐にわたったりするなどの場合には、答弁書の作成に必要な調査や関係省庁間の調整に時間を要することなどから右の期限内に答弁をすることができないときが多く、そのようなときに同法第七十五条第二項後段の規定によりやむなく答弁の期限を延長しているところであり、

「乱用」との御指摘は当たらないものと考える。

（質問）

質問主意書については、国会法第七十五条に規定されているとおり、内閣は質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならないことになっている。一方、七日以内に答弁できないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示すべきとの例外規定も併記されているものの、昨今、質問主意書を提出すると、答弁の期限の延長を、行政の側から必ず求めてくる状況である。従って、次の事項について質問する。

一 右のような答弁期限延長の乱用は、国会法の軽視・形骸化を意味するものであり、ひいては、国会の権威を貶めるものと考えるが、これに対する見解を明らかにせよ

● 参議院議員吉川沙織君提出質問主意書に対する内閣の答弁の在り方に関する第三回質問に対する答弁書（平成30年12月11日）

（答弁）

三から五までについて

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定等に従い、同法第七十四条の規定に基づく質問については、内閣がこれを受け取った日から閣議決定を含め七日以内という短期間で答弁することが基本とされていること（同法第七十五条第二項）を踏まえ、これに対して誠実に答弁しているところであり、引き続き、誠実に答弁してまいりたい。

(質問)

- 三 内閣衆質一七〇第三〇二号の「二及び三について」において、内閣は衆議院の議運合意を踏まえて答弁していることを明らかにしている。衆議院の議運合意以外に、内閣が質問主意書に対する答弁を行う際に踏まえている衆議院又は参議院の議院運営委員会理事会決定はあるか、明らかにされたい。なお、この質問は、質問主意書に対して内閣は何を踏まえて答弁しているのかという、内閣の運用について尋ねるものであって、「国会に関する事柄」を尋ねるものではない。
- 四 衆議院と参議院はそれぞれ独立しており、一議院の議院運営委員会理事会決定が他議院の運営を規律するものではないことは当然である。内閣は、参議院議員提出の質問主意書に対して、衆議院の議運合意を踏まえて答弁しているのか、明らかにされたい。
- 五 内閣が質問主意書に対する答弁を行う際に踏まえている参議院議院運営委員会理事会決定がないのであれば、会期末以外には答弁延期をほとんど行わないという、参議院議員提出の質問主意書に対する答弁に関する現在の内閣の運用は、国会法、参議院規則、参議院先例録掲載の先例及び参議院議院運営委員会理事会決定のいずれにも根拠はなく内閣が恣意的に行っているものである。また、参議院議員提出の質問主意書に対する答弁について内閣が衆議院の議運合意を踏まえた運用をしているとすれば、各議院の自律性を無視しているだけでなく、内閣の答弁義務を放棄しているに等しく、極めて不適当と断じざるを得ない。内閣は今後、参議院議員提出の質問主意書のうち、答弁にある程度の期間を要し、所定の期限までに答弁できない質問主意書に対しては、国会法第七十五条第二項後段の規定を尊重し、答弁延期をした上で確実に答弁することが強く期待されていると考えるが、見解を示されたい。

・「お尋ねの「・・・」かどうかについては、・・・であり、一概にお答えすることは困難である」の用例

- 参議院議員辻泰弘君提出一般用医薬品のインターネット販売の解禁に関する質問に対する答弁書（平成 25 年 7 月 2 日）

（答弁）

六について

お尋ねの「この政策はますます商店街をさびれさせ、地域社会をさらに疲弊させる結果をもたらす」かどうかについては、個々の地域の状況によって様々であり、一概にお答えすることは困難である。

（質問）

六 インターネット販売の推進は、結果として、薬局の店舗数の減少を伴うことが必至である。量販店の出現などにより、シャッター通りと化した商店街の状況が多く見られる昨今、この政策はますます商店街をさびれさせ、地域社会をさらに疲弊させる結果をもたらすのではないかと懸念されるが、政府の見解を明らかにされたい。

・「～することとしているところである。」の用例

● 衆議院議員丸山穂高君提出原動機付自転車及び自動二輪車の免許・法制度と安全確保に関する質問に対する答弁書（令和元年12月17日）

（答弁）

二の1について

原動機付自転車免許を受けようとする者については、原動機付自転車の運転に必要な適性及び知識を確保する観点から、法第八十九条第一項及び第九十七条第一項の規定により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う適性試験及び学科試験の受験を要することとされており、また、当該免許の取得前に原動機付自転車について必要な運転経験を積ませる観点から、法第九十条の二第一項第三号の規定により、公安委員会の行う講習の受講を要することとされているところである。そして、当該講習においては、乗車用ヘルメットの着用方法のほか、原動機付自転車の基本操作、基本走行、応用走行等について指導することとしているところである。

政府としては、引き続き、公安委員会におけるこうした原動機付自転車免許の制度の運用等を通じて、原動機付自転車の運転者の安全の確保を図っていきたいと考えている。なお、お尋ねのように「安全性より取得の容易さを優先し続けている」という事実はない。

（質問）

- 二 原付は、他の二輪免許と比較して免許取得が容易なため、交通ルールやマナーを習得していないライダーが存在すると考えるが、以下について政府の見解を伺いたい。
- 1 原付について、公道を走るにもかかわらず、安全性より取得の容易さを優先し続けるのか。教習所の技能教習・学科教習、卒業検定を設け、安全性を高めるべきではないか。